

# 監 査 報 告 書

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 松 井 秀 樹 殿

平成27年5月13日

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

監 事 鄭 英 模



監 事 鯨 井 康 夫



監 事 伊 藤 佳 江



私ども監事は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

## 1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

## 2 監査意見

- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) LSシステムの導入により、業務報告書の提出が促され、会員の受託事件数の把握が大幅に向上されたことにより、会費徴収率の向上が図られたことが認められる。

業務報告制度は、当法人の存在根拠ともいえる根幹の制度であり、適正妥当な運用が図られるべきであるところだが、依然として、この認識に欠ける会員が少なからずいることは、不祥事発生の温床ともなりかねないところから、これが当法人の存在を揺るがしかねない事態であることをしっかりと認識し、業務報告制度のさらなる周知徹底を図られたい。これにより、今後の不祥事の防止につながることを期待される。

なお、今年度発覚した一連の不祥事に対しては、適切に対応した事実が認められる。

- (3) 役員及び事務局の執務体制については、職員の適正な労働環境の維持に向けた改善

が認められるが、役員については、依然として、その自己犠牲的努力に負うところが多く、その改善が求められる。また、支部の役員・事務局体制についても、配慮されたい。

- (4) 当法人は、本部のほか全国50の支部がそれぞれ事業活動を行っているという特殊性があり、各支部の経理業務は各支部における担当役員が所管しており、会計監査については、各支部が選任する支部監査に委ねられている。そこで、担当役員による日々の経理事務の適正さと支部監査による会計監査の厳格さが求められるところであるが、先の内閣府公益認定等委員会の立ち入り検査における指導もあることから、引き続き徹底されたい。特に、本部のみならず支部においても保有現金や預貯金等の管理体制が問われたことから、本部監事と支部監査の有機的な連携がとれるような体制造りを急がれたい。
- (5) 平成28年1月施行が予定されているマイナンバー制は、当法人事務局及び会員事務所の事務処理や後見業務に大きな影響を及ぼすことから、役職員及び会員に対して研修会を実施する等、適切な対応をとられたい。
- (6) 東日本大震災の被災対策については長期にわたる対応が求められる事柄であるが、引き続き支援をすすめるよう、要望する。
- (7) 事業報告書の内容は事実と認めうる。
- (8) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上